

## 譲渡希望者の基準チェック表

チェック	基準チェック事項
	1 私は、大阪府内在住者又は吹田市職員（犬を希望する場合は大阪府内在住者に限る。）です。
	2 私は、18歳以上です
	3 私は、動物の飼養のために十分な体力と時間的な余裕があります。また、動物の飼養に必要な費用を負担できます（飼い犬登録や狂犬病予防注射済票の交付に係る費用（犬の場合）、動物病院の診察、治療やワクチンの費用を含む）。
	4 私は、動物の飼養について、同居者全員の同意を得ています。
	5 同居者に動物の飼養により健康を害するおそれのある人はいません。
	6 （66歳以上は必ずチェックしてください）私が動物の飼養ができなくなったときには、私に代わって飼養を行う同居者又は親族がいます。
	7 私は、動物の飼養場所として近隣に迷惑がかからず、動物の健康状態を良好に保てる場所を用意できます。猫を飼養する場合は、室内で飼養します。飼養場所が集合住宅又は借家の場合は、動物の飼養が認められている旨の規約等の書類の写しを提出します。
	8 私又は同居者は、日常的に飼養場所を長時間不在としません。
	9 私は、動物が飼養できない住居等へ転居する予定がありません。
	10 私は、動物を適切に飼養するための知識があります。離乳前の動物等、飼養管理に特に経験、知識等を要する動物の譲渡を希望する場合は、飼養に必要な経験、知識等があります。
	11 （先住動物がいる場合は必ずチェックしてください）私は、先住動物に対し、飼い犬登録・狂犬病予防注射（犬の場合）、ワクチン、不妊・去勢手術をしています。
チェック	譲渡時に誓約していただく事項
	1 動物の健康管理に努め、病気にかかった際の看病や高齢期の介護も想定したうえで、動物が寿命を迎えるまで愛情と責任を持って終生飼養します。
	2 万一、飼養の継続が困難になった場合は、責任をもって動物の飼養を引き受けてくださる方に譲渡します。
	3 狂犬病予防法（犬の場合）、動物の愛護及び管理に関する法律、その他の動物の飼養に関する法令を遵守します。
	4 動物を適正に飼うために、常に新たな知識の習得に努めます。
	5 譲り受けた動物は愛玩用として飼育し、営利目的での利用はしません。
	6 動物により、人に迷惑をかけないように努めます。
	7 【希望動物種が犬の場合】犬は譲渡後30日以内に飼い犬登録を行い、鑑札を犬に装着するか、マイクロチップを挿入し、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で登録を行います。また、年1回の狂犬病予防注射を受け、注射済票を犬に装着します。
	8 【希望動物種が犬の場合】犬を住居等の敷地外に出すときは、リードをつけ、放し飼いをしません。
	9 【希望動物種が猫の場合】猫は屋内で飼育し、屋内外への自由な出入りはさせません。
	10 万が一の逸走に備えて、迷子札、マイクロチップなどを装着します。 （マイクロチップは、動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月から犬及び猫に装着するよう努めなければならないと規定されています。）
	11 譲渡後1年以内に避妊・去勢手術を受けさせ、その旨を報告します（様式第5号）。
	12 譲渡後6か月から1年以内に、譲渡対象動物の状況等について報告します（様式第6号）。
	13 保健所が譲渡後に調査を行うときは協力します。
	14 譲り受けた動物の元の飼い主が判明した場合、当該動物の取扱いは当事者間で誠実に話し合います。
	15 譲り受けた動物に病気、問題行動、その他の問題が発生した場合又は動物に起因した問題が発生した場合、譲渡実施者に対して一切責任を問いません。
	16 譲り受けた動物の飼養や治療に要した費用を譲渡実施者に対して一切請求しません。
上記の内容に相違ありません。氏名_____	